

龍谷大学大学院『法学研究』内規

制 定 1999年10月 6 日

(目的と名称)

第1条 龍谷大学大学院法学研究科・法務研究科院生の学術研究の奨励及びその成果の発表のため、学術雑誌を年1回発行する。

2 この学術雑誌を『法学研究』と称する。

(『法学研究』の構成)

第2条 『法学研究』には、修士論文、課題研究及びその他の研究成果（以下「論文」という。）並びに修士論文要旨及び課題研究要旨（以下「要旨」という。）を掲載する。

(論文提出資格)

第3条 『法学研究』に掲載する論文を提出する資格を有する者は下記のとおりとする。

- ① 大学院法学研究科在籍者。
- ② 大学院法学研究科修了者。
- ③ その他編集委員会が認めた者。

(編集委員会)

第4条 『法学研究』の編集に関する事項を管掌するため、『法学研究』編集委員会（以下「委員会」という）をおく。

- 2 委員会は、大学院法学研究科所属の専任教員3名、法務研究科所属の専任教員1名により構成する。
- 3 委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長をおく。委員長選出は委員の互選による。
- 5 委員会の招集は、委員長がおこなう。

(論文及び要旨の掲載手続)

第5条 論文は、委員会の定めた募集要項に基づき、本内規第3条に該当する者よりこれを公募する。

- 2 前項の論文のうち、原則として修士課程における指導教員の推薦に基づき、委員会が承認したものを掲載する。
- 3 要旨は、原則として前年度修士課程修了者全員の修士論文要旨及び課題研究要旨を掲載する。

(事務)

第6条 『法学研究』に関する事務は、研究部がおこなう。

付 則

第1条 この規程は、1999年10月6日より施行する。

付 則 (2001年3月22日第6条改正)

第2条 この規程は2001年4月1日より施行する。

付 則 (2005年 月 日第1条、第3条、第4条改正)

第3条 この規程は、2005年 月 日より施行する。